

## 2 地方交付税総額等の確保・充実と臨時財政対策債の見直し



要望先：内閣府、総務省、財務省  
県担当課：財政課、市町村課

### ◆提案・要望

- (1) 地方財政計画において、社会保障関係費や臨時財政対策債の元利償還などの地方負担増を適切に反映するとともに、地方創生や警察・教育活動など地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方一般財源総額実質同水準ルールの堅持にとどまらず、安定的な財政運営に必要となる地方一般財源総額を確保・充実すること。
- (2) 地方が住民サービスを安定的に供給できるよう、地方交付税総額を確保・充実し、地方交付税の「財源保障機能」と「財源調整機能」を堅持すること。
- (3) 常態化している地方交付税の地方財源不足については、過去に発行した臨時財政対策債の償還財源を含めて、臨時的な措置による対応ではなく税源移譲や更なる地方交付税の法定率引上げ等により抜本的な解消を図ること。
- (4) 臨時財政対策債については、速やかに廃止し地方交付税に復元すること。また廃止までの間にあっては、臨時財政対策債発行可能額の算定において財政力の高い都市部の自治体へ過度な傾斜配分とならないよう留意すること。

### ◆本県の現状・課題等

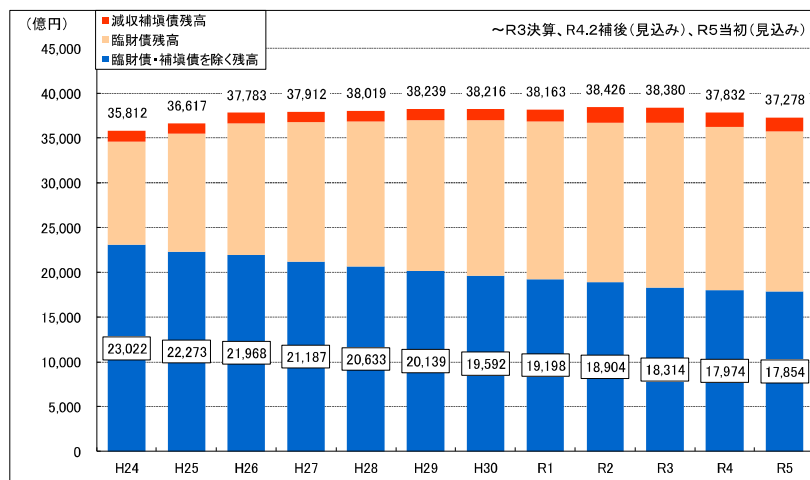
- ・ 令和5年度地方財政計画では、地方の一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度を0.2兆円上回る62.2兆円が確保された。また、地方交付税総額について前年度を0.3兆円上回る18.4兆円が確保された。
- ・ 令和5年度は、地方税及び地方譲与税の回復を背景に、令和4年度に引き続き2年連続で折半対象財源不足が解消されるとともに、臨時財政対策債が前年度から0.8兆円減の1.0兆円と制度創設以来最少となった。
- ・ 主な歳出の項目では、地域のデジタル化を推進するため、「デジタル田園都市国家構想基本方針」等を踏まえ、「地域デジタル社会推進費」について事業期間が現行の令和4年度から令和7年度まで3年間延長された。
- ・ また、地域の脱炭素化を推進するため、地方団体が地域脱炭素の取組を計画的に実施できるよう、新たに「脱炭素化推進事業費」が1,000億円計上され、脱炭素化推進事業債を創設するとともに、公営企業についても地方財政措置が拡充された。
- ・ さらに、学校、福祉施設、図書館、文化施設など自治体の施設における光熱費高騰への対応として、一般行政経費（単独）が700億円増額された。
- ・ 地方税等の回復を背景に、地方交付税は前年度を0.3兆円上回り、平成15年度以来最大となる18.4兆円が確保されたこと、更に臨時財政対策債は、初めて1兆円を下回り制度創設以来最少となったこと、交付税特別会計借入金償還や国税減額補正精算の前倒しがなされたことは、それぞれ地方財政の健全化に向けたものとして評価できる。
- ・ しかしながら、制度創設以来最少とはいえ臨時財政対策債の発行による地方財源不足の補填が依然として継続していることに変わりはなく、財源不足の解消に向けては、地方交付税の法定率

の引上げなどにより、地方交付税総額を確保・充実し、臨時財政対策債の発行に頼らない地方交付税制度とすることが必要である。

- 平成 29 年度から令和 3 年度の地方財政状況調査をもとに全国比較をすると、団塊の世代が全て後期高齢者となる 2025 年を前に、本県の社会保障関係費のうち一般財源の伸びはすでに全国第 2 位の水準となっており、今後も不可避免的に増加が見込まれる社会保障関係費を確保していく必要がある。
- また、令和 3 年度の本県の警察官及び教職員の給与費について分析すると、警察官給与費で約 269 億円、教職員給与費で約 224 億円、決算額が交付税措置額を大きく上回る状況にあり、安定的な警察・教育行政の運営確保の観点から更なる充実が必要である。
- さらに、地方においては、新型コロナウイルス感染症の長期化に加え、世界的なエネルギー・食料価格高騰等の影響により税収の先行きがさらに不透明さを増す中で、引き続き感染拡大防止と社会経済活動の両立を行うとともに、コロナ禍以前からの課題であった少子化対策や防災・減災対策など必要な施策を将来にわたり実施していく必要がある。
- 今後、本県を始め、首都圏の自治体が住民サービスを安定的に供給するためには、地方一般財源総額実質同水準ルールの堅持にとどまらず、地方の財政需要を地方財政計画に的確に計上し、各団体が真に必要とする一般財源総額が確保・充実されることが重要である。
- 臨時財政対策債については、国が負担の先送りを続けてきた結果、令和 5 年度末の本県の臨時財政対策債残高は 1.8 兆円が見込まれ、全国の総額も 49 兆円を超える見込みであり、抜本的な解消を図る必要がある。
- 加えて全道府県の臨時財政対策債発行可能額に占める本県の割合は、令和 3 年度の 6.3%から令和 4 年度は 8.2%に高まっており、財政力の高い都市部の他府県も同様となっていることから、過度な傾斜配分とならないよう留意する必要がある。

◆参考

○一般会計県債残高の推移



年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
県債残高	35,812	36,617	37,783	37,912	38,019	38,239	38,216	38,163	38,426	38,380	37,832	37,278
対前年度増減	1,057	805	1,166	128	108	220	▲23	▲53	262	▲45	▲548	▲554
臨財債残高	11,571	13,171	14,691	15,571	16,210	16,844	17,361	17,624	17,785	18,394	18,254	17,888
臨財債を除く残高	24,241	23,446	23,092	22,341	21,809	21,395	20,855	20,539	20,641	19,986	19,578	19,390
対前年度増減	▲552	▲796	▲354	▲751	▲531	▲414	▲541	▲316	102	▲654	▲408	▲189
減収補填債残高	1,220	1,173	1,124	1,153	1,176	1,256	1,262	1,341	1,737	1,672	1,604	1,536
臨財債・補填債を除く残高	23,022	22,273	21,968	21,187	20,633	20,139	19,592	19,198	18,904	18,314	17,974	17,854
対前年度増減	▲545	▲749	▲305	▲781	▲554	▲494	▲547	▲394	▲294	▲590	▲340	▲120
県債依存度(当初予算)	17.8%	18.4%	18.0%	15.0%	12.8%	13.2%	12.6%	11.4%	10.7%	15.1%	9.0%	9.0%

※繰越処理の関係で計算が合わないことがある